

事前評価票【No.1】

施策等名	都市再生特別措置法の一部改正	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局まちづくり推進課 (まちづくり推進課長菱田 一)
施策等の概要	国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限の延長、都市再生整備推進法人の指定制度の創設等を行う。(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案において措置)		
施策等の目的	民間の資金やノウハウを活用した優良な都市開発事業を促進するとともに、全国の都市において地域の実情に応じたまちづくりを推進することにより、都市再生の一層の推進を図る。		
政策目標	4) 住環境、都市生活の質の向上		
業績指標	-		
業績指標の目標値(目標年次)	-		
施策等の必要性	<p>目標と現状のギャップ</p> <p>人口減少・超高齢社会の到来、アジア諸国等との都市間競争の激化等により、以前にも増して社会経済情勢が急速に変化する中で、活力の源泉となる都市の魅力と競争力を高めていくことは、引き続き重要な政策課題であり、特に地方部を中心に、民間による都市開発が十分進んでおらず、都市再生の一層の推進が求められている。</p> <p>原因分析</p> <p>これまで、民間の資金やノウハウを活用した良好な都市開発事業を促進するために、認定民間都市再生事業計画に対する金融支援措置等を講じてきたところであるが、引き続き都市再生の推進を図っていくにあたり、民間単独では実施が困難な都市開発事業等に対して、支援を継続する必要がある。</p> <p>また、地方における都市再生を推進するにあたり、新たなまちづくりの担い手として期待されているNPO等も少なくないが、積極的に活用されていない状況である。</p> <p>課題の特定</p> <p>大規模な民間都市開発投資に対する支援を継続するとともに、地方においてまちづくり活動を行う、まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有するNPO等の積極的に活用すること等が重要である。</p> <p>施策の具体的内容</p> <p>都市の再生を推進するため、国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限を延長し、認定を受けた事業に対して金融支援措置等を引き続き講ずることにより優良な都市開発事業を促進するとともに、新たなまちづくりの担い手として、市町村長がNPO等を都市再生整備推進法人として指定し、法的位置付けを与えるとともに、支援措置を講ずることにより、積極的な活用を図る。</p>		
社会的二一ズ	我が国の活力の源泉である都市について、急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応して、その魅力と国際競争力を高めることが求められている。		
行政の関与	都市の国際競争力の強化や魅力の向上を図る都市の再生は、我が国の重要な政策課題であり、都市機能の増進に寄与する都市開発事業に対して、民間等の資金やノウハウ等を振り向けるための支援や制度の整備を行う必要がある。		

国の関与	都市再生の目的を達成するため、国（国土交通大臣）による認定制度を通じて、税制特例や、民間都市開発推進機構による金融支援等を行うものである。
施策等の効率性	国（国土交通大臣）による認定制度を通じて、税制特例や金融支援等を行うことで、より短期的・集中的に民間等の資金やノウハウ等を振り向けることができる。
施策等の有効性	国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を受けた民間都市開発事業に対する金融支援措置等の継続や、市町村長による都市再生整備推進法人の指定に伴う支援等により、都市再生に資する各種事業の促進が図られ、都市の再生が一層推進される。
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年 7 月 4 日に「都市再生の担い手」、平成 19 年 1 月 16 日に「都市再生の一層の推進及びまちづくりの担い手の裾野の拡大について」が、それぞれ都市再生本部において本部決定された。 ・ 都市再生特別措置法は法施行後 10 年以内に検討を加え、必要な措置を講ずることとしている。（同法は平成 14 年に施行）